(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

当市で想定される風水害としては、九頭竜川の外水氾濫(溢水、堤防の決壊による河川からの流入水による洪水氾濫)、内水氾濫(河川の水位が上昇し、市街地や農地等で河川への排水が困難になって生じる湛水)が想定される。市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、0.5mを超える浸水が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当市で想定される土砂災害としては、集中豪雨に伴う土石流や急傾斜地の崩落等が想定される。土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりを含む土砂災害警戒区域が市内全域で 531 箇所あり、そのうち 81%にあたる 435 箇所が土砂災害特別警戒区域となっている。

(地震:J-SHIS)

当市のハザードマップによると、福井平野東縁断層帯が当市に影響を及ぼすとされており、地震が発生した場合、市域において震度5強又は6弱の揺れがあると予想されている。

(その他)

当市に被害をもたらした自然災害について、近年の概況を以下に記す。

- •豪雪(平成 30 年 2 月)
- 2月5日に積雪が100cmを超え、2月8日には市街地における最大積雪量は204cmを記録。死者2名、負傷者11名の人的被害に加え、174棟の建物が被害を受けた。
- •平成 18 年豪雪(平成 18 年 12 月)
- 12月14日に積雪が120cmを超え、市街地における最大積雪量は182cmを記録。死者5名、負傷者9名の人的被害に加え、全壊7棟、半壊4棟の建物が被害を受けた。
- ·大雨(平成 10 年 8 月)
- 8月6日から7日までの24時間降水量は118mmを記録。床上浸水8棟、床下浸水111棟の建物が被害を受けた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命および健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

· 商工業者数 1,183 人

・小規模事業者数 1,066 人

[内訳]

		商工業者		144 4. (44 M) = 4 - 1 · · · · ·
業種	業種		小規模	備考(事業所の立地状
		数	事業者数	況等)
	農業、林業、漁業、鉱業	9	8	工業団地への集中立
	建設業	167	165	地に加え、市内全域に幅広く立地してい
	製造業	200	169	「る幅」という。
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	000
	情報通信業	4	3	
商工	運輸業	20	10	
業者	卸売·小売業	359	315	
	金融•保険業	13	8	
	不動産業	23	22	
	飲食、宿泊業	160	148	
	医療、福祉	17	17	
	教育、学習支援業	25	23	
	複合サービス事業	0	0	
	サービス業	184	176	
	(他に分類されないもの)			

(出展:H21 経済センサス活動調査)

(3) これまでの取り組み

- 1) 勝山市の取組み
 - ・勝山市地域防災計画の策定、定期的な防災訓練の実施
 - 防災、感染症等対策用品の備蓄
 - ・防災行政無線の整備、メールや音声配信サービスなどを活用した防災情報の発信
 - ・勝山市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- 2) 勝山商工会議所の取組み
 - ·事業者BCPに関する国・県の施策の周知
 - ・事業者BCP対策セミナー・個別相談会の実施
 - ・損害保険会社と連携した保険への加入促進

Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組みについて漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、勝山商工会議所と勝山市、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<目標>支援により策定された事業者BCPの件数

11111					
	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和 6 年度	令和7年度
小規模事業者	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
うち事業継続力強化計画(連 携計画含む)	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
うち事業継続計画	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
[参考]中小企業(小規模除く)	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間(令和3年4月1日~令和8年3月31日)

(2)事業継続力強化支援事業の内容

・勝山商工会議所と勝山市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- 1) 小規模事業者に対する災害リスク、感染症等リスクの周知
 - ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよび その影響を軽減するための取組みや対策(事業休業への備え、水災補償等の災害保険・共済加入等)について説明する。
 - ・勝山商工会議所会報や勝山市広報、ホームページ、メール配信等において、国や福井県、勝山市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組み可能な簡易的なものを含む)の策定による実行性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
 - ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、勝山商工会議所はホームページのほか、メール配信、一斉FAXなどを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

・勝山商工会議所は令和2年12月に事業継続計画を作成(別添)。

3) 関係団体等との連携

- ・覚書を締結する三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、 東京海上日動火災保険株式会社、株式会社損害保険ジャパン福井支店、日本興亜損害保険株 式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーやBCP策定支援、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険 (生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼やセミナー等を共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組み状況の確認を行う。
- ・勝山市と連携し、定期的に情報交換を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(震度5弱の地震)が発生したと仮定し、勝山市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

〈2. 発災後の対策〉

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、1時間以内に職員の安否報告を行う。SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、 大まかな被害状況(家屋被害や道路状況など)等を勝山商工会議所と勝山市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、勝山市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・勝山商工会議所と勝山市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者に被害がある場合は、大まかな被害情報(被災事業所名、住所(町・字名レベル)、被害状況(全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など))を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者に激甚災害指定の可能性がある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額(事業の再建に必要なおおよその推計額)について、概ね1週間以内に情報を共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

	: =:= :=:
大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」
	など比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物全壊・半壊」等大
	きな被害が発生している。
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通
	網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、
	比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」
	等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

[※]なお、連絡が取れない区域に関しては、大規模な被害が生じているものと考える。

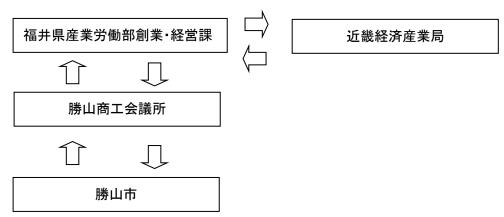
・本計画により、勝山商工会議所と勝山市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~5日間	1日に2回共有する(9時、16時現在)
発災後6日以降	1日に1回共有する(9時現在)

・当市で取りまとめた「勝山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持にむけた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・勝山商工会議所と勝山市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・勝山商工会議所と勝山市が共有した情報を福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、当会より福井県産業労働部創業・経営課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、勝山商工会議所と勝山市が共有した情報を福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、当会より福井県産業労働部創業・経営課へ報告する。



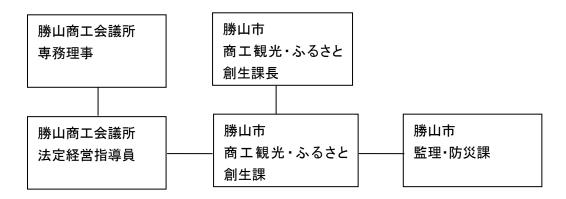
- 〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉
 - ・相談窓口の開設方法について、勝山市と相談する(勝山商工会議所は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
 - ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
 - ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
 - ・応急時に有効な被災事業者施策(国や福井県、勝山市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
 - ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- 〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉
 - ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- <6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力>
 - ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
 - ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。
 - ×その他
 - ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年1月現在)

(1) 実施体制(商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会または商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制
 - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 小山康之 (連絡先は後述(3)①参照)
 - ②当該経営指導員による情報の提供および助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3)商工会/商工会議所、関係市町連絡先
 - ①勝山商工会議所

連絡窓口 勝山商工会議所 中小企業相談所

住所 〒911-0804 福井県勝山市元町 1-18-19

連絡先 TEL. 0779-88-0463 / FAX. 0779-87-0515

e-mail katsuyama@katsuyamacci.or.jp

②勝山市

連絡窓口 勝山市役所 商工観光・ふるさと創生課

住所 〒911-0804 福井県勝山市元町 1-1-1

連絡先 TEL. 0779-88-8105 / FAX. 0779-88-1119

e-mail syoukou@city.katsuyama.lg.jp

※その他・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

		令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和7年度
必要	な資金の額	300	300	300	300	300
	•専門家派遣費	100	100	100	100	100
	・セミナー開催費	30	30	30	30	30
	•広報費	100	100	100	100	100
	•通信費	70	70	70	70	70

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、参加者負担金、福井県補助金、勝山市補助金、既存事業費(ミラサポ等)等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所		
ならびに法人にあっては、その代表者の氏名		
連携して実施する事業の内容		
22/30 (3///27) 1///(1/12		
***・		
連携して事業を実施する者の役割		
連携体制図等		
是房件明色 节		